

「女児の権利」擁護に重点をおいて再考する

Female Genital Mutilation

——「女性への暴力」論争への示唆——

中 神 洋 子

I. はじめに

Female Genital Mutilation (FGM) は、文字通り女性の性器を切除する古い慣習であり、21世紀に突入した現在も北東部から西にかけてのアフリカや中東、アジアを中心に世界中で広く実践されている。私がこの慣習について学ぶきっかけになったのは1980年頃のことであり、その当時は、Female Circumcision、いわゆる「女子割礼」という表現がなされていた。当時イギリスの大学でアフリカのナショナリズムと植民地からの独立運動について学んでいた私は、ケニアのキクユ族の中で行われていたこの伝統的な慣習が、後のケニア独立運動に発展していく“民族運動”に大きな影響を与えた要素の一つ、或いは引き金のひとつであったのではないかと言う議論に遭遇したのである。80年代当時は60年代頃に始まった第二次フェミニズムの高揚期で、性と生殖における女性の自己決定権などを主軸に、キャンパスでは多くの学友達が女性の人権問題に関心を持ち、様々な活動に身を投じていた。その影響も多分にあってか、ナショナリズムと「女子割礼」についてのわたしの小論文には、西欧フェミニズム^①的見解を反映した議論が溢れていた。“そのような慣習は‘悪’であり、即刻廃止すべき”であると言ったような、かなり一方的な議論であったように覺

えている。当時の私の演習を担当し、個人チューターでもあったJ・カールバッハ教授²⁾は“西欧の”医学専門家やフェミニスト達の視点だけで、非西欧の制度や慣習を考えるのは片手落ちであり、現地の人々や当事者達の目線も熟慮すべきであるという、今考えれば当然のコメントをなさった。「文化相応主義」といわれるよう、その地域や国の育んできた文化や慣習は尊敬し、むやみやたらに部外者が立ち入り、自己の価値判断だけで批判したり攻撃する事は軽率なのだと妙に納得し、その後この「女子割礼」に対して更なる探求や特別な行動を起こすことなく月日が流れたのである。

後に、私はいわゆる発展途上国の子どもたちの“well-being”を目的とした、様々なプログラムやプロジェクトに現場で直接関わる機会を得た。その時私の眼に映ったのは、同じ人間でありながら人間として扱われていない多くの子どもや女性達の姿であった。いかなる立場にあろうとも、彼らを含めた全ての人が人格を持った人間として尊重され、自分らしく生きるために必要な基本的な権利を持つべきであるという思いは、机上の理論や理屈を抜きにして、現場で経験を長く積み重ねるに従って、私の体のすみずみまで染み込んでいった。更に、いかに効果的に目的を達成するかと言う戦略あるいは方法を常に真剣に考えることが現場では大切であると言う事も存分に学ばせてもらったと感謝している。

本稿は、タイトルが示す様に FGM、すなわち女性の性器切除と言う古くから行われている慣習の廃絶を前提として書かれている。この問題にそれぞれの立場で真剣に取り組んできた、又現在もその努力を地道に重ねつづけている多くの人々や団体にエールを送りながら、いかにしたら FGM の撲滅を加速できるのかと言う戦略的な面でのささやかな示唆を試みたつもりである。すなわち、「女性の人権」侵害という視点で論じられる事の多かった FGM に対する議論に、今一度、『子どもの権利条約』に謳われている子ども、特に「女の子ども（以下女児と記す）」を意識しながら彼らの視点を加え、この慣習の意味や implication を再考してみようと思う。

まず第Ⅱ章とⅢ章では、FGM の概要やその慣習の行われてきた理由や背景を探る。第Ⅳ章で、FGM が「女性の人権」侵害である、女性への暴力として国際文書にのぼるまでの経緯や FGM 廃絶に対する取り組みと苦悩を述べた後、最後に子ども・女児の視点に立ってこの FGM を考察してみたい。

II. FGM の概要

この章では、言葉の由来をはじめ、FGM の内容や種類、更に健康上の問題等を含め、その実態を見てみたい。

FGM は、アフリカの約 30 カ国、アジアと中東の一部、南北アメリカやヨーロッパ及びその他の地域の移民社会等で世界全域にまたがって行われている。この慣習は、19 世紀末頃から、当時ヨーロッパの国々の植民地下にあったアフリカに入り込んだキリスト教ミッションにより問題にされていた。1970 年代に入ると、当事者であるアフリカ諸国の女性たちの間からも、この手術に対しての反対の声が上がり始める。国際社会の中で少しずつクローズアップされてきたのは、1970 年代後半頃からである。その頃には、後述する様々なタイプ全てを総称して、Female Circumcision（「女子割礼」）と称していた。しかし、Circumcision（「割礼」）そのものが、身体的にも心理的にもそれほど害になるほどの影響を与えない、男子の「割礼」と同じようなものであるとみられてしまう可能性があるということから、国連機関の公式文書等では Female excision³⁾を使用した。しかし実際に行われている手術を医学的な立場で正確に描写すれば、Genital Mutilation（生器切除）の方が適確であろうと言う事で、Female Genital Mutilation（以下 FGM と記述）が一般化している⁴⁾。

いつ頃、どの地域でこの「割礼」又は FGM の慣習が始まったのかは定かではない。2000 年以上も前に、古代エジプトに溯るといわれたり、それよりもっと前であると言う説もある。紀元前 5 世紀頃には⁵⁾、すでに北

アフリカや中近東地域一帯で、「割礼」が男児のみならず、男女両方を対象に実施されていたという記述もあるという。ユダヤ教やイスラム教の信仰地域と重なる事が多いため、これらの宗教と関連した風習と言われる事もある。確かに、「割礼」がエホバ神とアブラハムの間に交わされた契約の証であり、ユダヤ教徒のすべての男児は「割礼」を受けるべしとの記述は、旧約聖書にもある⁶⁾。しかし一方で、イスラム教典のコーランは、「割礼」に関して一切触れていない⁷⁾。キリスト教徒にも行われている国があったり、その土地独自の宗教を信奉する南太平洋諸国・地域に住む土着や先住民族や南アジアの国々でもなされている事を考えれば、それら特有のものでもない。こうしたことから、特殊な宗教との関連性は無いといつても良いであろう。いずれにしても、長い時間をかけて広く深く根づいた伝統的慣習である事は確かである。

(1) FGM のタイプとその内容：

女性の性器を切除すると言っても、手術の対象となるのはいわゆる外陰部といわれる部分である。すなわち陰核と大陰唇、小陰唇である。それらの切除の程度は、国や地域、共同体によって少しづつ異なる。しかし現在ではその方法を大きく以下の四種類（又は三種類）のタイプに分けて考えるのが一般的である⁸⁾。

一つ目は Mild sunna と言われる方法である。アラビア語で“伝統”を意味するスンナから「スンナ割礼」⁹⁾と言われるこのタイプは一番マイルドな方法で、鋭くとがったり切れ味のよい道具、例えば剃刀やピン等で、クリトリス、すなわち陰核の包皮と先端を環状に除去するものである。陰核の本体は残すのだが、いわゆる“赤むけ”の状態となる。手術そのものはほんの数分で終わり、Ismail の報告によると、子どもは手術が行われたかどうかも実際には判らないほどで、その後の生活にあまり悪影響をもたらさないようである¹⁰⁾。悪影響の少ない事や手術の軽さから、男子の「割礼」に相当するものと言われている。

二つ目の方法は Modified sunna と言われるもので、手術の規模から、前述の Mild sunna と次に挙げる Clitoridectomy の間に位置する。陰核の本体全部又は一部を切り落とすものである。陰核“本体”を切り取ってしまう事で、前述のタイプと分ける場合と、“陰核”を主対象としての手術である事から、一つ目のタイプに含んで考える場合がある。(本稿では、なるべく正確にする為に分けて考えた)

三つ目の Clitoridectomy は、最も多く行われている方法である。陰核の根本からの切断をした後、更に、小陰唇 (labia minora) をも除去する。この小陰唇を除去した後の外側の性器全てを含む外側の隣接部の肉の除去も行う事がしばしばある。この手術は激しい痛みと大量の出血を伴う。陰核と男性のペニスは、神経の数がほぼ同じ位と言われている。従って、陰核を切り取ると言う事は、ペニスを切断して、体から全て切り離してしまう時の痛みに匹敵すると考えると、特に男性にはより解かり易いだろう。女性の性感帯の中核である器官の除去であり、性欲の抑制効果もねらいの一つと言われる。術後の傷跡はひどく、多くはケロイド状となり、筋肉はつっぱって伸縮が利かない。結婚後の性交や出産の際には膿を切り開いたり、再度閉じたりの手術が必要となり、それが又感染症等を起こしたり不妊症の原因になったりする。

四つ目の Infibulation は、膿口縫合と言われるタイプで、スーダンでは古代エジプトの慣習と言う事から、「ファラオニック割礼」とも称されている。このタイプも Clitoridectomy と同様に耐えがたいほどの苦痛とショックをもたらし、死にいたる事もしばしばある、拷問にも等しい最も激しいものである。上記の三番目の方法、すなわち陰核本体と小陰唇切除に加え、左右の大陰唇までもすべて切り取って除去する。その後、外陰部の両側を、尿と生理の際の月経血が流れ出る程度の 4~6 ミリ程度の小さな穴を残して、とげやとうきびの皮を裂いたものや猫や羊の腸で作った糸などで閉じる。又、穴が完全に塞がってしまわないように、マッチ棒や小枝などをその小さな穴に突っ込んでおく場合も多い。傷口が早く閉じる様

に、少女の両足は数週間縛られる。結婚や出産の際には、穴を大きくする為に手術跡を再度剃刀やはさみで切り裂くのだが、出産が終わると再度縫い合わされる。性感帯を取り除く事に加え、処女性を保護し、貞操を守ると言う目的¹¹⁾があると言われる。

FGMを行っている国々をタイプ別で見ると、次の通りである。一や二の Sunna タイプは、中東やアジアの一部、特にインドネシアとマレーシアを中心に、インドやスリランカでも行われている。三の Clitoridectomy はアフリカに多い。東アフリカでは、エジプトの一部、エチオピア、ケニア、スーダン、タンザニア、ウガンダ等、西アフリカでは、ベニンの一部、カメルーン、ガンビア、ガーナ、ギニア、象牙海岸、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シェラレオーネ、トーゴ、アパボルタ、中央アフリカでは、中央アフリカ共和国の一部、チャド、ザイール等で広く行われている。四番目の Infibulation も、アフリカに集中しており、東アフリカのジブチ、エチオピア、ソマリア、スーダンのほぼ全域；エジプトとケニアの一部、西アフリカのマリとナイジェリアの一部が、知られている¹²⁾。

FGM の対象となる年齢は、少女から大人の女に移行する時期、すなわち初潮を迎える 12~14 歳が適していると見なされる。しかし、実際にはそれ以下の年齢で、時には幼児や生後数日の赤ん坊にも施されることがある。特に Infibulation は、過酷な痛みに対する少女達の抵抗が、何人の大人が押さえつけなければならないほど激しいものである事もあり、事の次第がまだ明確に理解し把握できないと思われる 4~8 歳の幼い年齢の子どもに行なうという。一般には 5~10 歳の年齢層が一番多い¹³⁾とされている。

FGM の執刀者は、その地域や村・集落の年長の女性、或いは伝統的な方法で出産を補助する女性（助産 “婦”¹⁴⁾）等である。彼女達は、解剖学を含め、医学や保健衛生に関連した知識や資格も持たず、それらに関する訓練すら受けていない。しかし彼女達にとって、手術に対しての経済的な

報酬は大切な収入源である。しかしそれ以上に、この大切な伝統を受け継ぎ守っていく要の役割を担うことで、所属する共同体から賦与される“特別な階級”が彼女らにとって何よりの魅力であり、誇りである事は否めない。女性でありながら、彼女達が FGM 廃絶に最も激しく抵抗を示すグループのひとつであるのもその為であると言っても過言ではない。

彼女達が手術に使用する道具は、前にも触れたように、ピン、カミソリの刃、ナイフ、はさみ等で、ほとんどの場合消毒はされていない。手術のたびに新品の道具を使うわけではなく、手入れも保存も十分でないことから、こうした道具は錆びている事も多い。又手術は、決して清潔で衛生的な場所で行われるわけではない。FGM を受ける少女は、屋外の地面に置かれたり、消毒もされていない小屋の床の上などに直接横たえさせられたりする為、感染症等にかかる危険性が高くなる。Infibulation タイプの過酷な手術でも麻酔薬はほとんど使用しない。最近、町や都会のクリニックや病院で行う場合には、稀ではあるが麻酔を使う事もある。しかし、少女が痛みで暴れる事が逆に無い為に、性器を含めその周辺の肉をかえって必要以上に切り落としてしまう事が多いと言う問題も指摘¹⁵⁾されている。止血剤として、木炭の灰、やし油¹⁶⁾等を塗り付けるが、それらに効果的な殺菌力があるかは疑問視されている。西アフリカなどでは止血の為、傷口に泥や灰をいれる¹⁷⁾と言う報告もある。

さて、こうした状況下で毎年生器切除を受ける少女や幼児の数は 200 万人¹⁸⁾以上と言われる。その結果、世界では推定で約 1 億 3 千～1 億 5 千万人¹⁹⁾の女性が、生涯を通じて生命をも脅かすような重い傷を負って生活している。アフリカを例に取ると、アフリカで FGM を受けた女性の比率は、表 1 からもわかる様にジブチやソマリアで 1997 年の時点では 99% と最も高くなっている。又、FGM を施された女性の約 75% は、エジプト、エチオピア、ケニア、ナイジェリア、ソマリア、スーダンの女性と言われている²⁰⁾。上述したタイプ三や四に当る徹底した FGM の手術の生々しい記述を、アムネスティの報告から抜粋してみよう²¹⁾。

表1 アフリカの主な国でのFGM実施率と推定実数（1997年）

国名	実施率	推定実数 (万人)	5歳未満児死亡率 (出生1,000人当たり) 1999年	5歳未満児 死亡率順位 1999年
ナイジェリア	60%	3,254	187	15
エジプト	90%	2,915	52	73
エチオピア	90%	2,642	176	19
スーザン	85%	1,185	109	43
ケニア	75%	1,080	118	37
ソマリア	99%	595	211	7
コートジボアール	70%	525	171	22
ブルキナファソ	80%	436	199	13
マリ	80%	418	235	5
ギニア	85%	319	181	17
ベニン	70%	285	156	24
ガーナ	30%	271	101	48
チャド	60%	210	198	14
シェラレオネ	95%	209	316	1
トーゴ	70%	141	143	28
エリトリア	90%	120	105	46
セネガル	25%	110	118	37
リベリア	70%	103	235	5
中央アフリカ共和国	40%	66	172	21
ガンビア	90%	54	75	60
ギニア・ビサウ	85%	44	200	12
ジブチ	99%	30	149	27

資料：“WIN News 1997”と“The State if the World's Children 2001”, UNICEF

少女は裸にされ、少なくとも3人の女性によって低い腰掛に座った姿勢で動けない様にされる。3人の内の1人が少女の胸のあたりにしっかりと腕を回し、残りの2人が少女の両腿を力強く開き、外陰部を大きく開ける。少女の両腕は背中に回して縛られるか、別の女性客2人に押さえられる……年長の女性が剃刀で陰核を切り除く。その後陰部封鎖をする。手術者は剃刀で小陰唇を上部から下部まで切り落とし、大陰唇の内側の肉を削ぎ落とす。この小陰唇切除と肉の切除は、反対側の外陰でも同様に繰り返される……少女は……痛みで泣き叫び、激しく身をよじる。手術者や母親、客たちは手術の出来を確かめる。指を中に入れることもある。大陰唇から削ぎ落とす肉の量は、手術者の『腕前』による。尿と月経血の為に残される開口部はきわめて小さい。それから手術者は軟膏を塗り、アカンサのとげを一方の大陰唇から他方に通し、大陰唇を癒着させようとする。このようにして三四箇所で外陰部を閉じる。突き刺されたとげは、縫い糸か馬の毛で固定される。

(2) FGM の影響：

こうした FGM の影響について、世界医学協会は、1993 年 10 月ハンガリーのブダペストで開催された第 45 回世界保健集会で「女子割礼」を非難する声明を出している。その中で、「性器切除の程度にもよるが、FGM は女性と少女の健康に重大で恒常的なダメージを与えている」と述べている。その主な問題を術後すぐの直接的な問題と、長期にわたる問題とに分けて、羅列しておこう²²⁾。

手術直後或いは術後間も無い頃に見られる症状は、多量の出血と激しい痛み、隣接器官からの出血、破傷風等の病菌感染症、血毒症、敗血症、壞疽、隣接部分の肉・尿道・膣・会陰部等の損傷とひどい傷跡、慢性の感染症、尿を出すのが困難等の泌尿器系疾患、産科系疾患、恐怖や痛みからの激しいショックを含む心理的、精神的な問題例えば極度の不安、心配、不眠、悪夢、パニック、精神不安定、社会的問題等である。

長期に、多くは生涯にわたる問題としては、尿が流れにくく、尿道感染を起こしたり、生理血が流れるのが困難であったり、生理の都度襲う激しい痛み等があげられる。縫合した傷口がケロイド状になり、皮膚は従来の柔らかく伸縮性に富む筋肉が切り取られ、柔軟性が無くなっている為、性交時には激しい痛みが伴い、性欲や性行為にも重大な影響を与えている。性交や子供の出産時には、縫い合わせた外陰部を再度切り聞く事が必要となる。分娩時には、柔軟な筋肉がないために胎児は産道を通りにくく、固くなった膣口から無理に出てくる際に、その軟らかな脳の損傷を起こすことが多い。その為胎児は障害を持って産まれてくるリスクが高い。母親の会陰は裂け、激しい痛みと不必要的大量出血や感染症を起こしやすく、母体の安全性も保障されない。合併症の併発も含め、母子ともに死に至るケースも多いのである²³⁾。不妊症の原因にもなっているといわれている。更に、精神的な問題を一生抱えてしまう女性も少なくない。夫となる男性にとっても不幸な事である。夫婦の生活においては喜びを分かち合う事が出来ず、性交のたびに下半身を血だらけにして痛みで苦しむ妻に不満を抱く夫も多

い。更に子供を産めない体になると、妻としての存在価値が無くなる等の様々な理由から離婚に至るケースも多いという。こうした結婚後の性生活への不満を主な理由に、まだ少数ではあるが FGM 廃絶に賛成の意を示す男性も増えてきている。

III. FGM 存続理由の多様性と複雑性

(1) 絡み合う様々な理由

女性にとって身体的、精神的なマイナスの影響がそれほどまでに明確に存在しながら、なぜ FGM は行われ続けるのであろうか。国や地域、そして各民族や部族集団により異なるものだが、人類学的、社会学的、(性)心理学的、法律的、政治的、経済的、宗教的、そして衛生学的要因等が複雑に絡み合っていると言えよう²⁴⁾。その代表的なものをまとめてみる。

まず第一に性心理学的な理由の代表といわれているのが、陰核にまつわるものである。ほんの少し突起している陰核は、“スムースでソフトで滑らかであるべき”と考えられている女性のイメージから外れ、違和感をかもし出す存在として捉えられ、また男性のペニスのように、攻撃的な器官であると考えられている。“攻撃性”と言う特性は、男性の持つ大切な要素の代表であると考えられている為に、男と女の生物学的な性 (sex) を明確にする事を目的とした社会では、陰核は女性が付帯する器官としては不適切であり、同時に、男性器官にとっての脅威になると考えられている。その脅威を取り除き、男女ともに proper な生物学的「性」を維持し心理的安泰を得るために、陰核は女性の体から取り除く必要があると考えられるのである。又外陰部全体の構造が、「スムースさを欠いていて醜い」という考え方も根強い。おうとつの無いのっぺりとした性器構造に女性の性の理想を追い求める心理の根拠は、明確ではないが、女性ホルモン分泌によって作られる滑らかな体型が、女性性 (sex) の特徴としてとらえられ、理想のイメージ形成過程の中で、強化されていったものと考えられる。

第二に、こうした心理的な要因は社会的な側面と相俟って、女性の社会における‘あるべき理想像’として広がり強化されていく。FGMは、社会が期待する理想像へ女性が近づく為に不可欠なものとされる。すなわち女性性器の中で性感帯の中核の代表である陰核を取り除く事は、女性の性的欲望を押さえる為に役立つと考えられている。それと同時に、結婚前の女性に対する最高の価値として認識されている謙虚さ、従順さ、貞操、処女等が守られ保障されると思われているのである。“FGMを受けていない女性は、子どもを産めない”と言う根拠のない言い伝え等も、女性の‘あるべき理想像’を再生産していく為に必要な一種の脅し的役割を担っている。

第三に社会学的要因として、FGMが大人社会への加入を果たす為の通過儀礼と見なされていることである。ある年齢に達すると男児は大人の男として、女児は大人の女としてその社会での役割や義務を果たす様々な事を学ばねばならない。女性の場合は初潮を迎える10歳から12歳ぐらいになると、大人の女(full womanhood)への第一歩を踏み出す。女性が大人へと“成長”すると言うことは、すなわちその社会の男性が望むような、謙虚で従順な女になる事を意味する。FGMは、少女が男性に忠実な大人の女になる第一歩と考えられ、その準備が整うと、女は結婚して子どもを産むことができ、その社会の中で自己のアイデンティティーを確立する事が可能となる。もしFGMをしなければ、恋をする事も、結婚をする事も許されない。男性も、彼を取り巻く全ての人々もFGMを経験していない女性を結婚の対象として受け入れる事はないのである。そうなると、妻にも母にもなれない女性は、経済的保障も無くなり、帰属する共同体や社会で付与される大切な役割も皆無である。従ってそのような女性は、その社会に存在している意味も無くなってしまうのである。

第四に、前述したが、手術を手がける村の年長の女性たちにとって、FGMは大切な収入源である。又娘を結婚させることで婚資²⁵⁾を手に入れたいという女性側の親の事情もある。こうした経済的な要因は又社会の中

で彼女達自身のアイデンティティーの問題とも深くかかわり合っている。通過儀礼の要である FGM に深く関わる事を通してのみ、これらの女性達自身や、更には彼女達が属する共同体のアイデンティティーが確立されている場合が多い。この事に取って代わり、彼女達等の存在意義を保障してくれるものが他には無い事も、FGM の存続を支えていると言える。

第五に宗教的な要因をあげる考え方もある。イスラム教の信仰からとの結びつきを指摘する場合が多いが、前述した様に、特別な宗教が FGM と相関関係にあるわけではない。カトリック、プロテstant、コプト、アニミズム、無神論者も手術を受けているのだが、どの宗教の経典にも、FGM を義務づけるような記述は見当たらない。

最後に衛生学的な側面では、女性の外陰部は汚いというものであるが、これは男性の割礼に関する衛生的側面と同じような見方が女性の場合も当てはまると言えるものであろう。男性の場合は、亀頭の裏側に垢などが溜まり不衛生になりがちなのは多くの医学関係者が指摘する所であるが、FGM（三と四のタイプ）を受けている女性の場合は、尿や月経血の穴が狭い為、かえって不衛生になりやすい。従って、汚いから清潔な体を手に入れる為に手術を行なうという理由は、医学的には根拠が無いとされている。

(2) 民衆にとっての“心の宝玉”～ケニアのキクユ族の場合

このように、FGM が長い間存続し続ける理由は様々であるが、これがそれぞれの共同体に入りこんでいる様子を英語では embedded、とか、intertwoven といった動詞で表したりする。更にどれ程深く根付き浸透しているかを表すのに cultural fabric of society 等の英語表現がよく文献や公式の文書などに使用される。これらの原語から広がるイメージは、翻訳するとそのニュアンスまでは正確に伝わりづらいかも知れない。社会の隅々まで浸透しているありとあらゆる制度や考え方や価値観等、それらを規定したり、或いは逆に影響を与えられたりするその社会や共同体の習慣や伝

統などが、横糸縦糸となって複雑に絡み合って織り成す文化、その“文化”という社会の織物”の中にしっかりと大切に織りこまれた貴重な“錦糸”のようなものが FGM であるとでも言おうか。FGM がいかに大切な慣習であるかを物語る例のひとつとしてここで簡単に取り上げたいのが、アフリカのケニアが 67 年間にわたって植民地支配しつづけたイギリスからの独立運動²⁶⁾と FGM の慣習の関係である。

ケニアでは、1920 年代頃までに、すでに様々な部族が反英闘争で武装蜂起をしていた。しかし英國の圧倒的な軍事力により大量の犠牲者を出し武力抵抗は制圧されたが、形を変え抵抗運動は続いている。20 年代になると、自分達の利益を守る為に幾つかの政治団体がケニアの各部族の中に結成されるようになる。ケニアの最大部族であったキクユ族の反英闘争は、彼らの多くの居住地であったハイランドをめぐる土地問題が最初は主な関心事であった。植民地政府に従順な保守的なキクユ連盟や、のちの初代大統領となるジョモ・ケニヤッタ²⁷⁾をメンバーに抱えた、キクユ中央連盟（KCA）²⁸⁾等が主要な政治団体として結成される。ケニヤッタを含むこうした政治団体の指導者層は、ヨーロッパで教育を受けたエリートである一部の有識者や有産階級の者達であり、彼らの活動方針や運動の目的等は、増税や賃金の引き下げ、過酷な強制労働などの労働問題に悩み苦しむ大衆のニーズに合致しているものではなかった。従って大多数のアフリカ人からは遊離しており、結成当時は大衆の支持基盤を持たない団体であった。

一方、すでに 1840 年代頃から、ヨーロッパから東アフリカに向けて最初のキリスト教ミッションが布教活動に訪れている。ケニアでは、1924 年までには 14 団体が、そのうち 5 団体が、キクユ族の居住地域に入りこんでいる²⁹⁾。その 5 団体の内 4 団体が、20 世紀初頭からすでに FGM 廃止運動を積極的に始めていたが、20 年代に入ると、FGM は “evil”（邪悪）であるとまで豪語するほどの攻撃にエスカレートしていく。それに対してのキクユ族による反発は激しく、植民地政府やキクユの政治団体 KCA を巻き込んでさまざまい政治闘争に形を変えていく。そして 1929

年8月に起こったFGMの慣習をめぐっての裁判事件は、キクユ族とキリスト教ミッションの、決定的な対立へと発展していくのである。

FGMを“重大な教育的・社会的・宗教的意味を持つ……本質的制度”であると述べるケニヤッタは、“この慣習に伴う手術を止めることは部族慣習全体の廃止を意味し……伝統的に維持されてきた部族の団結力と部族愛精神を永久にキクユから奪い去ってしまうものである”³⁰⁾と危惧している。このFGMをめぐっての反ヨーロッパ・反キリスト教ミッション運動を機に、一般大衆から乖離していたKCA等の政治団体は、彼らが待望していた大衆の支持を広げていくのである。キクユ族の持つ文化的の独自性を守ろうとする強い決意は、ヨーロッパ諸国が押し付けてきた彼らの価値観や考え方への反発そのものであったといえる。FGMがその文化的の独自性の象徴であり、大衆にとって無くてはならない大切なアイデンティーの中核にあるものであるとにらんだからこそ、ケニヤッタらKCAのリーダー達はこの部族達の“心の宝”であるFGMを巧みに利用しながら部族の団結力を巧く引き出したのである。こうしてKCAは、当時彼らの最大の課題であった、“大衆を巻き込んだ支持基盤の広がり”を達成する。これがきっかけのひとつとなり、その後西欧諸国の侵略行為から自分達自身の民族的権利を擁護する民族闘争や、独立をも視野に入れた政治行動が、大衆を巻き込みながら始まっていくのである。

アフリカは野蛮で残酷な慣習や信仰がはびこっている未開の或いは後進の国々、と言った決め付けや誤った認識に基づくアフリカ觀は、第二次大戦前の西欧社会においては支配的であった³¹⁾。しかし実際には、アフリカにも様々な地域に優れた文明が存在し、自律性にとんだ豊かな歴史も育まれていた。その中で人々は独自の知性や考え方、生きる為の知恵や工夫、技術を育んできたのである。にもかかわらず、西欧の人々はそれらを否定し、大部分の地域を植民地としての支配下に置き、様々な抑圧や不当な扱い等を行使するのである。アフリカの地やそこに住む人々を踏み台にしながら、自文化を振りかざし、偏見に基づくゆがんだアフリカ觀を判断基準

とし、不平等で理不尽な扱いを行使する。更には自国の目的達成に都合よくアフリカの資源、人材、制度等を利用しながら強権を振りかざすヨーロッパの宗主国に対して、アフリカの人々は怒りを蓄積させていく。それはやがてひとつの大きなうねりとなり、民族運動、ひいては独立運動へと育っていくことになるのである。FGM を巡る論争の中にも、こうした同じような怒りや反感は引継がれているのだが、それについては次の章で言及したい。

IV. FGM は、「女性への暴力」という「女性の人権」侵害

さて、キリスト教ミッションによって始まった激しい FGM 廃絶運動にも見られる様に、FGM と言う慣習は西欧の女性活動家や西欧の医学に携わる人々に達の眼には許しがたい“野蛮な悪習”と映る。例えばホスケンは、彼女の著書『女子割礼』の随所で、FGM は“残虐な性殖器の去勢”以外の何物でもなく、“野蛮的な行為”であるといった激しい口調で糾弾している³²⁾。こうした背景には、女性も男性と同じ人間であり、基本的な権利を享受するべきであるといった考え方方が流れている。“人権”が声高に国際社会の中で議論されるようになってきた 21 世紀に入った今でも、多くの国々では女性が奴隸の様に酷使されたり、時に家畜以下に見なされ、人間としての尊厳を剥奪されるような扱いを受けている例は跡を絶たない。平等、発展、平和の三つの目標を掲げて 1975 年に始まった「国連女性の 10 年」の間には、女性への差別をなくす、或いは女性が社会的地位を獲得すると言う観点から見れば、確かに大きな前進が見られた。その最大の収穫と言えるのが、1979 年に国連総会で採択された『女性差別撤廃条約³³⁾ (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)』である。しかしこの条約に欠けていたのは、家庭や職場、コミュニティーなど日常生活の様々な場面で、或いは、戦時下、軍隊や警察などに拘留された場合等、特殊な状況下で女性が受けている人権侵

害の問題、特に様々な暴力や不当な弾圧、拷問、抑圧等に関する事であった。こうした事は、事態が女性自身の生命に関わるような深刻な状況であるにもかかわらず、80年代に入るまでアジェンダとして取り上げられ議論されてこなかったのである。しかし『女性差別撤廃条約』が採択されてから14年後の1993年、やっと「女性の人権」が国際社会のアジェンダとして、真剣に論じられる様になってくる。その中で、その人権を侵害する女性への暴力が、ジェンダー構造の中での性差に端を発し、長い歴史を通して形成され、しかも女性を支配するに必要な要素・手段である事を国際社会が認識していくのである。1993年6月には、「女性の権利は人権」という合言葉がウィーンで開かれた世界人権会議で叫ばれ、その同じ年の末、『女性に対する暴力の撤廃に関する宣言』が、第48回国連総会でようやく採択された事は、画期的な事と言えよう。あのオランプ・ドゥ・グージュが、フランスの人権宣言には女性は人として含まれていない事を批判し、「女性の権利宣言」を発表した事が原因で処刑されてからちょうど200年後の快挙であった。

さて、暴力といつても、何を基準に、誰の視点で何を「暴力」と考えるのかと言う問題がある。人々の暴力に対する感受性の質や量はもちろんのこと、社会意識が「暴力」と言う現象に対してどれだけ発達しているかも問題である。しかもそうした基準等は、時代やその国や地域が置かれた状況等と共に変化するものである。客観的であるべき法の分野ですら、角田氏の主張する様に、“男性の視点からのみ作られ、使われ、定義された³⁴⁾”法律でもって、例えば、女性が被害者の大多数を占める性犯罪なども裁かれてきた。従って「女性への暴力」と言っても、議論の余地は多く残る。

これを明確にする為に、何が“女性への暴力”であるかを国連女性開発基金（UNIFEM）は、家庭、社会、国家の三つのレベルに分けて定義している³⁵⁾。様々な議論や異論はあろうが³⁶⁾、FGMが、家庭のレベルで日常的に発生する女性への身体的、心理的、性的暴力のひとつとしてその定義の中に明記されたことは大変意義深い。FGMが社会構造の要として、

或いはその構造を支える様々な制度のひとつとして重要であり、FGM を施される女性や子供を含むその地域の人々や社会のアイデンティーを与えるものとして欠かせない儀式の中核であると認識されていることは前述した。それが為に、FGM に対して真っ向から反対の声をあげる事が非常に困難な状況が存在する。しかしその中で、FGM が「暴力」のひとつとして“認定”された背景には、少しづつではあるが、当事者の女性たち自身の勇気ある声が増えてきた事がある。そして彼女らの声がようやく国際社会で正式に聞き届けられる様になって来た事をも示しているのである。

女性への「暴力」として国際社会で“認定”された FGM であるが、もちろんここに至るまでには、FGM の経験を持った個人や団体、当事国の政府を含め、様々なグループや一般の人々の努力があった。反対運動は、アフリカを例に取ると、20世紀に入ってからのキリスト教のミッション達によるものを始め、多くの（西欧）フェミニストや医療・保健関係の専門家達によって継続的に行われている。国際的なレベルでも、1980年代になると、国連人権委員会、世界保健機関（WHO）、国連児童基金（UNICEF）、世界医学協会などの国際組織も積極的にこの慣習の是非論を唱え、廃止に向けての様々な働きかけを行うようになってくる。WHO は1982年以来、保健専門家が女子割礼に関与しないように助言してきたし、1984年にダカールで開催された「女性と子どもの健康に影響を与える伝統的な慣習」についてのセミナーに参加したアフリカ20ヶ国の代表者と国際組織の代表者は、この慣習を廃止し、「現存の姿勢と慣行を変えるために、強力な教育プログラムを開発し、恒常的に実行する」ことを勧告している³⁷⁾。1993年に、前述した「女性への暴力」が国連人権会議で決定されて以来、様々な動きが、FGM を“健康に有害な慣習として廃止する方向で更に広まっていく。1994年5月には WHO は、FGM への異議を再び表明し³⁸⁾、すべての加盟国に対して、その廃止を要請している。こうした動きの中で、1994年には、エジプトとタンザニアで FGM に反対する公式キャンペーンが始まった。更に1996年になると、エジプトの保健省は、

公立医療機関での FGM 執行を禁止する事を省令として発令したのである。

しかし、その一方でいかに国際社会での廃絶に向けてのうねりが高まり様々な決議がなされても、実際には目的達成への道は程遠い。FGM 禁止を発令する段階まで進展したエジプトでも、その後一年も経たない 97 年 6 月には、保守の色濃いエジプト国家評議会が、“FGM は合法”とする決定を受け入れる事を選び、この省令を覆してしまったのである³⁹⁾。この例に見られるように、国際舞台で FGM 廃絶に合意した政府・中央行政レベルにおいてさえも、様々な反対勢力の抵抗に会い、意見の統一にはなかなか至らない。例えば、“男女平等”思想すら“西欧の産物”として受けつけず、女性の地位向上を妨げ、様々な権利を剥奪しようとする“逆行”的動きすら、特にイスラム社会の保守派の中で見られる。いかに国際世論が高まり、各政府が例えば法律を定めた所で、embedded した制度は上からの整備だけでは変わらないのは世の常であろう。それどころか、上からの一方的な縮め付けが厳しくなるほど、問題が水面下に隠されてしまったりするものだ。法の網をうまくすり抜ける術も生まれてくる。例えば最近各所で深刻な問題になっているのは、前述したが、FGM の低年齢化である。FGM やその実態に対する情報の広がりは国際世論の高まりに大きく貢献している。しかしそれがひとつの原因となり、親としての権限が、子ども自身や周囲の様々な抵抗を最小限に押さえ、フルに行使できる間に、すなわち出来るだけ幼い内に手術をしてしまう傾向が増加しているのである。エチオピアやナイジェリアでは、生後数日の赤ん坊に行っていると言う報告もある⁴⁰⁾。

六五
とは言うものの、表 2 に示した様に、2000 年 3 月現在アフリカでは、セネガルやタンザニア、コートジボアール等、9ヶ国が FGM を法律で禁止している。エジプトやガーナ、ブルキナファソでは FGM 告発が行なわれ、ナイジェリア、ウガンダ、ベニンでは、その禁止法案が提出されている⁴¹⁾。こうした前進の中に、基盤となる法や制度から整えようとする、政府自らの前向きの努力が垣間見える。伝統、文化、宗教の名を使っての、

「女児の権利」擁護に重点をおいて再考する Female Genital Mutilation

表2 FGM 禁止に向けてのアフリカと先進工業国との状況

	アフリカ	先進工業国
FGM 禁止の法律制定国 (制定年)	ギニア (1965) 中央アフリカ (1966) ジブチ (1994) ガーナ (1994) ブルキナファソ (1996) コートジボアール (1998) タンザニア (1998) トーゴ (1998) セネガル (1999) エジプト (閣僚布告: 1996) ナイジェリア (エド州: 1999)	スウェーデン (1982、1998) 英国 (1985) オーストラリア (州法: 1994~97) ニュージーランド (1995) ノルウェー (1995) 米国 (連邦法: 1996) (州法: 1994~98) カナダ (1997)
FGM 禁止法案提出国	ベニン ナイジェリア ウガンダ	ベルギー
FGM の告発	ブルキナファソ エジプト ガーナ	フランス

資料: CRLP (リプロダクティブ法・政策センター)、2000年3月 ("Progress in Nation 2000" p. 31 参照)

女性への暴力や人権の差別は許せないと声を上げ反撃し、デモを行使する勇気ある女性たちが、例えばイスラムやカトリック諸国の中からも出てきている¹²⁾ということも、退行や進展を繰り返しながらも確実に FGM 廃絶に向けて動いているという希望を与えてくれる。

V. 医学的な立場からの論争と「子どもの権利」擁護の側面の強調

(1) 議論が渦巻く廃絶運動

さて、FGM 廃絶加速に向か、「子ども・特に女児の権利」と言う側面から考えてみたが、その前に、FGM 廃絶を目的とした人々や団体の間にも、国際会議の場においても実際には様々な異なった考え方や運動方針の違いなどがあるという点に簡単に触れておきたい。例えば FGM は“文化ではない”¹³⁾というアリス・ウォーカーなどの主張や、ホスケンなどを代表とするフェミニストたちの、FGM は“野蛮な慣習”発言に、アフリ

力諸国を始めとするいわゆる発展途上国の女性たちは反発する。慣習や文化の良し悪しの価値判断が、西欧の物差しで計られている事、西欧社会の文化や思想は優れており、非西欧社会、特に“発展途上国”のそれは未発達で野蛮であり劣っていると言ったものの見方に対しての、それは当然とも言える反撃であった。更に、発展途上国の女性たちは、“野蛮で後進的な悪習”的“犠牲者”であり、或いは家父長權の支配下での様々な抑圧や貧困などから抜け出ることの出来ない哀れな同情に値する存在として、1羽ひとからげに捉えられる事に対する反感でもあった。第Ⅲ章でも触れたように、アフリカは自律した文化も歴史も無い野蛮な後進国、といった偏見に基づくアフリカ観を西欧社会が持っていたということと質を同じくするものである。西欧社会でのフェミニズム運動の中で解放され自由になった私達が、いまだ哀れな境遇に苦しむあなた達を支援しようといった上から下へ、優から劣へと見下した形でのスタンスに、多くの発展途上国の女性達は怒りを覚えたのであろう事は容易に考えられる⁴⁴⁾。FGMだけではなく、発展途上国の女性たちが抱える問題は、多種多様であり、深刻なものが多い。従って自国だけでの解決が困難であるからこそ、国の枠を超えての「国際的連帯運動」は確かに重要であろう。同じ目的を共有する者にとっては、“連帯”そのものが耳障りのよい響きを持つものではあるが、特に「国家」と言う枠組みを前提にして考えた場合には、それは「介入と言ふ暴力」を犯していることにもなると危惧する大塚和夫などの人類学者もいる⁴⁵⁾。

(2) 女児の『子どもの権利条約』に焦点を当てて再考してみる FGM

FGMが女性の性に直接関わる慣習であるが故に、その是非をめぐる論争やその廃絶に向けての方法論等が、「女性の人権」と言う視点を主軸に交わされてきた。しかしそうして女性に焦点を当て、その人権の侵害という観点で議論をする困難さは、女性が人間として認められるのに費やした時間と労力の大きさにも匹敵するほどである。様々な差別の中で、女性への

差別は、“無自覚なままで長期にわたり普遍的に存在してきた” 差別であり、当事者の女性が “独立と解放に立ちあがらない⁴⁶⁾” “最後の植民地⁴⁷⁾” であると言われている。それ程他の差別問題と比べ根が深くそしてしぶとく、その克服にはこれからも更なる時間が必要となろうと思われる。その「女性の人権」を基盤とし、様々な人や団体、政府関係者、医療関係の専門家達が地道にこの問題に対峙してきた努力には頭の下がる思いである。こうした努力を結実に向け更に加速させていく為にも、又様々な抵抗勢力の理解を少しでも勝ち取っていく為にも、医学専門家たちは早い時期から、健康の側面を強調しながらの運動展開をしたほうが説得力があるのではと主張してきた。私自身もその主張には賛成である。しかし、そこに更に、子ども、特に女児にもっと焦点を当てたアプローチを加えたら効果的ではないかと思う。確かに廃絶運動に携わってきた多くの人々は、女性と少女と言った表現を折りにつけ使用している。UNICEF の FGM に関する最初の内部公式文書にも、“concern for children as a whole⁴⁸⁾” と、子ども全般へ関心が示されている。しかし更にもう一步踏み込んで、「子どもの権利」或いは「女児の権利」を前面に押し出しての議論がもっとあってもよいのではないだろうか。FGM の性質から、子どもの健康や健全な発育といった、主に医療的な側面を重視する事はもちろんである。しかし更に、子どもを取り巻く社会や環境、そしてそれを育んできた歴史的背景にも踏み込んでの包括的な子どもの well-being を追求すると言う主張を盛り込みながら FGM 廃絶の主張を繰り広げる必要があるのではと思う。そこで子どもの人権にとって守り神とも言える『子どもの権利条約』を通して FGM を考えてみよう。

『子どもの権利条約』(Convention on the Rights of the Child)⁴⁹⁾ は 1989 年 11 月 20 日、第 44 回国際連合総会で採択された子どもの人権を保障する条約で、2003 年現在 191 ヶ国の国が批准している。これは、『世界人権宣言』が採択されて以後条約化された様々な他の権利条約の中では、最も多くの国からの批准を得ているものである。20 世紀が始まろうとし

中 神 洋 子

ていた年に、エレン・ケイが『子どもの世紀』（1900年）を出して以来、国際連盟の『子どもの権利宣言』いわゆるジュネーブ条約（1924年）、国際連合が設立されてからの『子どもの権利に関する宣言』（1959年）等、国際社会での長いプロセスを歩んできた「子どもの人権」問題である。歴史・文化・政治や経済体制等の違いを乗り越え、各国の抱える様々な問題やそれぞれの主張や対立をまとめ、ようやく条約発効に至るまでには、多くの人々やNGO団体、政府組織などによる数知れぬ努力と苦労の積み重ねがあったのは言うまでも無い。批准した後、効果的な国内の法律や制度の整備が実際にどれ程進展しているか、又器が整った後、その中身を充足する実践的努力がどれ程行われ、成果をあげているのかなどの実態は更に議論を必要とする。しかし、まず191もの国々が、『子どもの権利条約』に謳われている事を守ると約束した事実が大変意味のある事である。FGMの対象となる女性のほとんどは18歳未満であり、この条約が規定している“子ども”に該当する。従って条約を守る義務と責任を表明した各国の政府は、FGMがいかに「子どもの権利」を剥奪しているものなのかということを認識していくことが要求される。

『子どもの権利条約』の画期的な点は、当然の事ながら子どもが主体と言う点である。その為に、子どもは自分達の意見を表明する権利があると言うのが一般原則であり、それを前提としてこの条約を考えていかなければならぬ。更に、条約のキーワードとなっている“best interest”すなわち、子どもにとっての“最善の利益”は何であるかを考える必要があるし、“子どもに対しての福祉に必要な保護及びケアの確保”をしなくてはならないのである。これは『女性差別撤廃条約』の第5条(b)で“あらゆる場合において、子どもの利益は最初に考慮”し、親や法定保護者が決定する場合には“子どもの利益が「至上のもの」として考慮する”（16条1項(b))と謳っているのと同じスタンスであろう。しかし、子どもにとっての“最善の利益”を、どのような基準や内容で、誰が決定するのかは双方の条約では明確にされておらず、それぞれの国が各国の責任のもとに考

える事になっている。その為に、法的な責任を負う親や他の大人たちの“責任や義務”（5・18条）という名目のもとで、子ども自身の権利擁護に結びつかない可能性も考えられる。例えば（先にも述べたが）FGM 施術の低年齢化傾向の背景には、幼ければ幼いほど、彼女達の自己判断能力は未完成であり、“責任と義務”を持つ親や親族など大人が、彼女達が将来その共同体で生きていく為の“最善の利益”は何かを代りに判断し、本人達の同意を得ることもなく、無抵抗で手術を受けさせる事が容易であるという意図が見え隠れする。そこで、様々な状況下で子ども達自身に関わる問題が生じた場合、それらをどのように考えるのか、自分の見解を自由に表す権利、すなわち意見表明権の保障と彼らの意見の尊重（12条）が大切なポイントとなってくる。たとえ幼くとも、彼ら自身が年齢に応じて自己表現できるような条件や環境を整備することも、親権者としての義務と責任の中に含まれているのである。社会通念や現存する制度の踏襲にのみこだわり、大人にとって都合の良い情報だけを与えるのではなく、身体的・精神的健康促進に関する適切な情報にアクセスする権利保障も親の責任と義務の中に含まれている事を認識していかなければならない。（13・24条2項e）

更に第6条には、子どもが自分の生命に対して固有の権利を有すること、及び、彼らの生存や健全な発達を最大限に確保せねばならないことを謳っている。すなわち、身体的・精神的・道徳的・社会的・文化的などあらゆる側面において、子どもの成長や発達を阻むものに対しては、大人達が“積極的にそれらを除去”する努力を促しているのである。子どもの生存や発達の保障をするには、24条に掲げられた健康への権利を最大限に重視し守る事がまず大前提となる。身体的にはもちろんの事、心理的、精神的ダメージを子どもたちに与える FGM 手術は、6条に言う所の、自分の命を、自分のものとしてコントロールする権利を剥奪している事になる。FGM を受けた子どもたちが、将来出産する場合にも、その手術が直接・間接的原因で新生児を死に至らしめたり障害を負わせるような事になるとしたら、

幾重にも幾世代にもまたがって子どもの生存や健全な発達への権利を脅かす事になろう。こうした不幸な連鎖を防ぐ為にも、医療関係者を含め周囲の大人は適確で公平な正しい情報提供をしなくてはならない。

子ども本人の意見も聞かず、又は見解を表現できる様にあらゆる情報を解かりやすく説明したり与える努力もなされない今まで、FGMの手術を行うことは、この条約の柱のひとつである意見表明権に反する。その社会を構成している親を含めた大人の考えを押し付けることで、或いはいやがり、泣き叫び、恐怖や痛さに怯え、パニックやショックを起こし、暴れたり痙攣を起こし、挙句の果ては舌を噛み切る⁵⁰⁾までして、明らかに全身で“NO”と自己表明しているにもかかわらず、それを無視することは、この条約そのものを否定するにも等しい。大人たちが大勢で力強く押さえつけてまでして、或いは衛生的な条件が欠如している中で、子ども自身の“財産”であり固有の権利を有している体を、その本人の願いに反して、切り刻みショックを与えるような行為は、拷問に匹敵するといつても過言ではない。

子ども自身が豊かに育ち発達していく為に“到達可能な最高水準の”身体的・精神的健康を求める権利⁵¹⁾を謳った第24条（3項）は、子どもの健康を害するような伝統的な慣行を廃止するための効果的、かつ適当であると思われるあらゆる措置を取ることを明確に締約国に求めている。この条項はもちろんFGMを含めた慣行からの保護を意図したものであり、こうして条文化されたこと、更に、“歴史的・社会的な問題”⁵²⁾も含めて包括的に子どもの健康の権利を捕らえたことは、子どもの視点から見てもおおいに評価すべき事であろう。

(3) 見落とされてきた「女児の権利」～FGM廃絶の旗頭として

しかし「子どもの権利」の解釈をめぐっては難しい点が多い。つい最近までは、社会で半人前扱いをされる事が多かった子どもに権利を持たせることなど考えても見なかったと言う事もある。親の所有物であり、親を助

ける存在であり、親の老後の保障でもあり、社会に役立つ存在といった「子ども觀」からくる問題もそのひとつである。子どもに権利を与えると、親やその他のおとなと子どもの力関係のバランスが崩れ、コントロールが困難になる事への懼れもある。「義務」なくしての「権利」の行使では、増長するわがままな子どもができるだけといった次元の異なった主張や認識等も背景にある。従って、「子どもの人権」を、FGM 廃絶運動の前面に出す事は、かえって運動自体を複雑かつ困難にするという危惧は存在する。

更に『子どもの権利条約』そのもの、或いはその読み取り方にも、実は女性が、「人権」獲得に向けての苦闘の中で出くわした同じような問題が隠れているのである。すなわち、子どもといった場合、男児のみをその対象に考える傾向があるという事である。この条約が発効される寸前まで、子どもを表す代名詞が “He”（彼）のみであったことからも、女児の存在が関係者の中でも薄かった事が読み取れる。「女性の権利」と男児を意味する「子どもの権利」に対する国際社会の取り組みから取り残されたのが、「女児の権利」であるということは、あまり注目されてこなかった。女児の価値が低い世界の多くの国では、胎児の段階や出生後に殺害されたり、生き延びても生存や成長に不可欠な食事や医療、教育等を十分に与えられない女児の数は計り知れない。女性に生まれたが為に毎年 100 万人以上の少女が死んでいく⁵³⁾ というユニセフのショッキングなレポートがそれを物語っている。先に述べた 24 条にしても、私自身は“健康を害するような伝統的な慣行”の中に FGM を含めて解釈しているが、具体的にその慣行が何を含めるのかは、実は明記されていない。こうした伝統的な慣行の当事者はほぼ女児であるにも関わらず、それを明記しなかった事はこの条約の欠点とも言える。もちろんこの点に早くから気がついて、意識的に女児に対する取り組み強化のプログラムに取り組んでいるケースもある。例えば UNICEF は、少女達の権利を affirmative に守る活動を、特に南アジアを中心に繰り広げている。

しかしこうした問題にもかかわらず、この条約には多くの強みもある。まず第一に、この条約の批准国数の多さである。数が多ければ良いというものでもないが、質の改善を図るにしても、少なくとも器をそれだけの数の政府が受け入れたということが出発点として大切である。第二に、その批准の多さは、子ども観や状況は各国でたとえ違っても、健全な子どもの育成が、その国や地域の将来の発展の鍵を握っているということを感じているからではないだろうか。どのような質のものであるかや、“子どもの育成”の中に女児も含まれているかは別レベルの問題としても、とにかく人材の質が国の質を高め、その行く末を決定していくという認識があるという事は大切な事である。第三に、『子どもの権利条約』締結以降、性別、世代、国家、階級、人種、宗教、文化などの違いを超えて、何か子どもに不利益な事があれば、国内はもちろんの事、国際世論をも動員し連帯し易いこと、従って、マスコミ等も含め、一種の非公式の監視体制が存在する様になってきた事、第四に、今まで経済的因素がその国の開発のパロメーターとされてきた国際社会に少しずつ変化が表われ、子どもへの教育の質の改善や向上が、それぞれの国の開発指標のひとつとして公式・非公式に考慮される傾向が出てきたことがあげられる。その為に、教育をめぐって良い意味での国家間競争が暗黙の内に存在するようになってきた事、第五に、子どもたちの声を集約し、国際社会に子ども自身が自分たちの声で直接訴える機会が増えてきた事等、子ども達を取り巻く環境がかなり彼らにとって好意的に転じてきたことも明るい側面である。こうした状況を考えれば、例えばひとつ的方法として、子ども兵の問題や、子どもとポルノグラフィー、児童（搾取）労働の問題等が扱われた様に、FGMは「女児の人権侵害」と言う形でのキャンペーンや子どもによる国際会議等も行ってみる価値があるのではないだろうか。FGMと「女児の人権」の両方に対しての啓発にも大いに役立つに違いないと思う。教育現場でも様々な角度から、多様な方法で FGM を含む人権問題を取り上げ、最新の情報技術なども可能な限り利用しながら、特に子ども達の間に議論の輪を広げる努力

が必要ではないかと考える。

子どもたちの well-being を目的に、彼らの代弁者としての機能を積極的に心がけてきた国際機関、UNICEF は、今から 20 年以上も前に FGM そのものを取り上げ、全世界の地域事務所でのプログラム・プロジェクト計画・実施にあたってその廃絶に向けての指導の文書を出している。その中に、FGM 廃絶にむけての様々なプログラムは “within the context of”、すなわち “その国の状況に応じて” 推し進める事と言った表現がある。UNICEF は国連組織の一部であり、「国家主権」を大前提に各国政府との連携を通して様々なプロジェクトを実施していく。従ってその立場上又、外交上、こうした表現を取らざるを得ない事は理解しつつも、私自身が直接その活動に関わっていた時には、ある種の抵抗を感じずにはいられなかった。しかし良く考えれば、FGM はそれ自体孤立して存在するわけではないのだし、各国の政治・社会・経済・文化等の事情により、FGM のみを取り上げて撲滅すると言うのは不可能であり、それほど単純なものでもない。FGM を取り巻く様々な状況の変化を促すような取り組みも、或いは最終目的とは直接関係しないような事でも、直接の目的達成に働きかける事以上に大切な事であり、地道に取り組んでいく事が必要ということは、現場体験を通して理解しているつもりだ。その為の支援や、当事者達自身の empowerment が、長期的に見れば、全ての鍵であるという事も身に沁みている。Empowerment された当事国の人々が最終的には FGM と言う慣習をどうするのかを判断する事が大切なのは言うまでもないが、ただ “対岸の火事” 的スタンスで自分達の文化に関わる問題は自分達で解決してくれという二者選択的な立場には立ちたくないものである。確かに岡氏の主張する様に、“第三諸国の女性の立ちあがり” に期待し、尊重する事は大切な要素である。しかし、西欧で生まれ育とうが、第三諸国の出身であろうが、それぞれの立場で育まれた様々な考え方をお互いに活かしていく努力があってもいいのではないかと思う。他国の固有の文化に口出しする事が、“侵入と言う暴力” かもしれないというジレンマを抱えつつも、

固有の命や人権に関わる問題からはやはり眼をそむけるわけにはいかない。ましてや、国境を超えての連帯の要請が当事国の女性からも上がっているこのFGMに関してはなおさらである。

「女性の人権」侵害と言う側面を強調し、医学的専門家が身体の健康を保障するという働きかけで進んできたFGM廃絶への歩みは、「子どもの権利」特に「女児の権利」からの告発を加え、教育、広報、貧困問題等の克服も含め、今後も総合的に様々な連携をとりながら行動を続行していくことが必要であると考える。

終わりに

この原稿を書いている最中に、国際社会の大多数の反対を裏切る或いは無視する形で、米英によるイラク爆撃が始まり、その圧倒的軍事力によってこの国の制圧を完了した。爆撃進行中、最先端の技術を誇る軍事力によって、いかに何千もの尊い命が奪われようが、人々の生活も安全も含め全てが破壊尽くされようが、“仕方のない事”と平然と言ってのけるブッシュ米大統領を始めとする指導者達の冷酷さに怒りと絶望を抱いた人は多いだろう。綿密に練られた情報戦略に基づく戦場からの映像に翻弄され、コントロールされているかもしれない自分に気づかず、又平然とセント・パトリックデーのパレードに興じ、他人事の様に戦争を支持し続けた7割以上のアメリカ国民に、今日の飲み物や食べ物も無く、砲弾におびえ、親を無くし、化学兵器による後遺症で生涯苦しまなくてはならない子どもや女性の気持ちが果たしてどれ程理解出来たであろうか疑問である。12歳のアメリカの少女が、“イラクの子どもの命もアメリカの子どもの命も同じ重さである”と反戦を訴えても、愛国心のない子どもだと教師に非難され、同級生からは冷たいせせら笑いを受け孤立しているというニュース⁵⁴⁾には本当に心が痛んだ。そして、ブッシュ米大統領を正義の番人と英雄扱いして舞い上がるアメリカの友人達の姿には、心臓が凍るような恐怖すら覚え

た。

FGM をめぐって自文化・自分の価値観を押し付け、“悪”と決めつけ反発を買った西欧のフェミニスト達と、次元や置かれた状況は異なるが、米国の傲慢で身勝手な“大義や正義”に基づく“侵略”とが重なってしまった。相手の国にとって良かれと思っての行動でも、必ずしもそうではない事もあるという思いは、“侵入と言う暴力”という大塚の言うとおりであると、つくづく思ったものだ。経済的にも軍事的にも最強を誇る超大国アメリカを動かしているブッシュやその取り巻きの新保守主義者たちが、ヒットラーや、“テロリスト”として根絶したい人々と自らが同類の人間である事に全く気づいていない点は、岡が、ホスケンらの言動に新植民地主義の形成を垣間見た事に重複する。

前章の最後に述べた様に、それでもなお他国の文化に立ち入ってまで連帯をして関わりあっていこうと考える際には、如何なる状況下でも自己反省を忘れることなく、常にジレンマを自覚し続ける自分でいたいと思う。

脚注

- 1) フェミニズムは、女性解放思想、或いは女性差別撤廃や男女平等の実現、自由の獲得と言った女性問題に取り組む社会運動の総称であるが、実際には多種多様な潮流が存在する。岡真理は、西洋フェミニズムを、“女性の多様性を無視し、先進工業社会の民族的多数派・中産階級・ヘテロセクシュアルの女性の問題を、普遍的フェミニズムと規定するようなフェミニズム”¹⁾と述べているが(『「女子割礼」という陥穀、あるいはフライディの口』、p.31)、ここでは、西欧社会で発達した女性解放運動と、総称的に使用している。
- 2) 当時、英国サセックス大学教授、社会学者
- 3) UNICEF Pro-71, 1981
- 4) FGM の手術をめぐっては、本稿の第IV章に触れたように様々な論争があり、Mutilation という語彙よりマイルドで中立的な cutting が、1990 年代後半頃から使われ始めている。Female Genital Surgery (FGS) 「女性性器外科的手術」の方が更に適確な表現であると主張する学者（岡真理氏）もいる。
- 5) 古代ギリシャの歴史家であるヘロドトスによる。(吉田康彦 “国連が告発する「女子割礼」” p.210 参照)

- 6) 第17章10節。(吉田康彦 *ibid.* p.210 参照)
- 7) 予言者マホメットが割礼を受けたことから、その後イスラム教徒に対する宗教的義務となったもの。(吉田康彦 *ibid.* p.210 参照)
- 8) 世界保健機関(WHO)や国連児童基金(UNICEF)等の報告書で使用されている分別は1と2をひとつにして、3つである。4分類は、ポール・コレア教授(ダカール大学教授、セネガル)によるものである。
- 9) ホスケン、P. フラン、『女子割礼』(1993、p.84 参照)
- 10) Ismail、Edna Aden のLusakaでの演説やUNICEF、Pro-71のp.4 参照
- 11) 吉田康彦 *ibid.* p.212 参照
- 12) UNICEF Pro-71, p.8
- 13) UNICEF Pro-71, p.8
- 14) 都会の大きな病院などでFGMの手術が行われる場合やエジプト、ナイジェリア北部での僅かな例外を除いては、男性が直接FGM施術に関わる事は無いので、現行の呼称である助産師は、ここでは不適当と考える。
- 15) UNICEF Pro-71
- 16) 吉田康彦 *ibid.* p.213 参照
- 17) ホスケン *ibid.*, p.85
- 18) アムネスティー・インターナショナル『世界の女性と人権』p.187
- 19) 1.5億人は吉田康彦の推定(*ibid.*, p.210 参照)。アムネスティー、*ibid.*, p.187では、1億1千万人と報告している。
- 20) UNICEF "Progress in Nation 2000" p.31
- 21) アムネスティー *ibid.*, pp.189-190
- 22) アムネスティー *ibid.*, p.191; UNICEF Pro-71, p.8 参照
- 23) ホスケン *ibid.*, p.84、UNICEF Pro-71等参照
- 24) こうした様々な要因を、マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナルは、『女子割礼：変化に向けての提言』の報告書の中で、①性心理的要因、②宗教的要因、③社会学的要因、④衛生学的要因の4つに分類している
- 25) 結婚で男が女の家に支払う、貨幣や家畜、貴重品、食物などを言う。
- 26) ケニアの独立は1963年12月12日である。そこに至るまでの道は険しく、その為に払われた代償も非常に大きかった。
- 27) 1963年から1978年に死去するまでケニアを統治する。
- 28) 高地に住むキクユ族は、ヨーロッパ人居住区設置との摩擦を避けられなくなる。それゆえ、高地解放を終局目標にかかげ、部族的結合の試みとしてナイロビ在住のキクユ族が中心にキクユ青年協会を1920年に設立する。しかし、彼らの当面の闘争目標は、労働証明書(キンパンデ)制度の撤回、小屋税・人頭税の引

「女児の権利」擁護において再考する Female Genital Mutilation

- き下げ、賃金切り下げの阻止など。のちこの協会は東アフリカ協会を経て 1924 年キクユ中央連盟（KCA）として開花する。KCA 設立の中心となったハリー・トゥク（1922-30 12 月 投獄、32 年 KCA 総裁）は、33 年から急進派のカリュキラと対立。35 年には KCA は分裂する。第二次大戦が始まるとイギリス当局による KCA に対する弾圧が激しさを増す。（岡倉登志『アフリカの歴史』 pp.161-164 参照）
- 29) キクユ族の居住地域に進出していた 5 団体は、The Church of Scotland Mission (CSM), The Church Missionary Society (CMS), The Gospel Church Mission (GCM), The Holy Ghost Fathers and Consolata (RCM), The African Inland Mission (AIM). 土井茂則 p.59 参照
- 30) Kenyatta, J. *Suffering without Bitterness* pp.133-135
- 31) アフリカには、近代以降の一部を除いて文字で書かれた記録の存在が少なく、ほとんどが口頭伝承の塊集という難しさも、こうしたアフリカ観を育む原因の一つといわれる。しかしながらアフリカ史の自律性を認識し、その見方や位置付けに大きく貢献した学者も、数は少ないが存在する。例えばアフリカニストの歴史学者 Basil Davidson (イギリス) や経済学者の Walter Rodney 等。（岡倉登志、ibid.、参照）
- 32) 例えば、p.19、39、88 など参考。
- 33) 日本語に翻訳された正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」である。1979 年 12 月第 34 回国連総会で採択され、1981 年 9 月に国際的に発効される。2001 年 5 月現在の締約国数は 168 である。
- 34) 角田由紀子『性差別と暴力』 p.182 参照
- 35) UNIFEM 刊行の『暴力からの自由——世界各国の女性の戦略』より。家庭における暴力は、そこで日常的に発生する身体的、心理的、性的暴力であって、世帯内での少女に対する性的虐待、結婚時の持参金問題のもつれによる虐待や殺人、夫からの暴力、性器切除（筆者太字・傍線）、男児を際優先する状況での女児殺し、出産の強制、レイプ、近親姦、強制結婚などを含む。一般社会においては、レイプ、脅迫やいやがらせ、脅し、セクハラ、人身売買、強制売春、ボルノなどが暴力の範疇と考えられている。国家レベルでは、国家による不法拘留、軍や警察による性拷問やレイプ、強制不妊、強制出産などがあげられている。
- 36) 例えば松井は、女性への直接の身体的、心理的暴力が中心で……経済的不公平という構造的暴力への視点が弱いとコメントしている。（松井やより『グローバル化と女性への暴力』 pp.252-254 参照）
- 37) アムネスティー ibid., pp.188-189 参照

中 神 洋 子

- 38) 第47回世界保健集会で採択された「妊婦と部と子どもの健康と家族計画：女性と子どもの健康に有害な慣習」の項目。(アムネスティー *ibid.*, pp.188-189 参照)
- 39) 原口武彦“紛争・象牙・女子割礼” p.3
- 40) エチオピアのアムハラ族、ナイジェリアのヨルバ族。ホスケン *ibid.*, p.89
- 41) UNICEF, *Progress in Nation 2000* p.31
- 42) 『グローバリズムも文化相対主義も拒否する女性たち』より 松井やより *ibid.*, pp.262-263
- 43) アリス・ウォーカーはアメリカの黒人女性作家。彼女の作品『喜びの秘密』は、FGMを批判し、その背景にある父権制の暴力という視点で書かれている。彼女の作品『カラーパープル』はピューリッター賞を受賞。スピルバーグによる映画化でも有名。
- 44) こうしたアプローチは、“植民地主義的な関係性の再生産”であると、岡真理氏は鋭く批判している。(『「女子割礼」という陥穀、あるいはフライデイの口』参照)
- 45) 大塚『性・暴力・ネーション』第8章と、江原 p.354-5 を参照。
- 46) 安川寿之輔『女性差別はなぜ存続するのか』p.24、p.41
- 47) ブノワット・グル『最後の植民地』(新潮社)
- 48) UNICEF Pro-71, p.10
- 49) 政府訳は、『児童の権利に関する条約』であるが、Childの訳を巡っての議論があり、『子どもの権利条約』の方が一般に使われる事の方が多い。
- 50) FGM: Proposals for Change から (アムネスティー *ibid.*, p.192 参照)
- 51) この理念は、1946年国際保健会議採択の『世界保健機関(WHO)憲章』前文参照
- 52) 永井憲一他編『新解説 子どもの権利条約』p.151
- 53) アムネスティー *ibid.*, p.13
- 54) 米国北東部のメイン州の最北部にある人口一万人の町、プレスクアイルに住む、シャルロット・アルデブロンさん【当時12歳】のスピーチはインターネットを通じて世界中の人々の共感を呼んでいる。そのスピーチの要旨と彼女に関する記事は、2003年3月27日朝日新聞の朝刊を参照。

参考文献・資料

- 五一 アムネスティ・インターナショナル『世界の女性と人権——紛争と変革の中で』
(明石書店、1995)
上田富士子“ケニア・カンバの女” 綾部恒雄編『女の文化人類学』(弘文堂、

「女児の権利」擁護において再考する Female Genital Mutilation

1984)

江原由美子編『性・暴力・ネーション』(ケイ草書房、1998)

大塚和夫 “女子割礼および／又は女性性器切除（FGM）”『性・暴力・ネーション』第8章（ケイ草書房、1998）

岡真里 “「女子割礼」という陥穀、あるいはフライデイの口”『現代思想』24（6）(1996・5) pp.8-35

岡倉登志『アフリカの歴史——侵略と抵抗の軌跡』(明石書店、2001)

クマラスワミ、ラディカ『女性に対する暴力——国連人権委員会特別報告書』(クマラスワミ報告書研究会訳) (明石書店、2000)

小寺初世子 “女子差別撤廃条約とその問題点”、田畠茂二郎編『21世紀世界の人権』第8章

田畠茂二郎編『21世紀世界の人権』(明石書店、1997)

土井茂則 “ケニヤの独立運動に関する一考察”『アフリカ研究』28号 (1986・3) pp.48-69

角田由紀子『性差別と暴力』(有斐閣、2001・3)

中村ひろ子、倉石あつ子他『女の眼でみる民俗学』(高文研、1999)

永井憲一、寺脇隆夫他 編『新解説 子どもの権利条約』(日本評論社、2000)

長尾良子 “児童（子ども）の権利条約とその問題点”、田畠茂二郎編『21世紀世界の人権』第9章

プール、ヒラリー編『ハンドブック世界の人権 (Human Rights : Essential Reference)』(梅田徹訳) (明石書店、2001)

原口武彦 “紛争・象牙・女子割礼”『月刊アフリカ』37(9) 1997・9 pp.2-3

ブレット、レイチャル；マカリン、マーガレット『世界の子ども兵～見えない子どもたち』(渡井理佳子訳) (新評論、2002)

ホスケン、フラン・P『女子割礼』(鳥居千代香訳) (明石書店、1993)

ボラン、オリヴィエ『女人権宣言——フランス革命とオランプ・ドゥ・ゲージュの生涯』(辻村みよ子訳) (岩波書店、1995)

ヴィガレロ、ジョルジュ『強姦の歴史』(藤田真理子訳) (作品社、2000)

松井やより『グローバル化と女性への暴力——市場から戦場まで』(インパクト出版会、2000)

安川寿之輔『女性差別はなぜ存続するのか』(明石書店、1996)

吉田康彦 “国連が告発する「女子割礼」”『中央公論』105(5) (1990・5) pp.210-217

Assaad, Marie Bassili, "Female Circumcision in Egypt: Social Implications, Current Research, and Prospects for Change" *Studies in Family Planning*, Vol. 11, Number 1, (January 1980) pp.3-16

中 神 洋 子

- Ismail, Edna Aden, "Address by the Delegate of the Somali Democratic Republic on 6 December 1979 to the Second Regional Conference on the Integration of Women in Development", Lusaka, (3-7 December 1979), pp.13.
- Kenyatta, J. *Suffering without Bitterness*, (East Africa Publishing House, 1968)
- Morgan, Robin and Gloria Steinem, "The International Crime of Genital Mutilation", *Ms Magazine*, (March 1980), pp.65-67, 98-99.
- Saadawi, Nawal el, M.D., "The Question No One Would Answer", *Ms Magazine*, (March 1980), pp.68-69
- "Special Report - Female Circumcision", *People*, vol. 6, Number 1, (1979), pp/24-31.
- Taba, A.H., "Female Circumcision", *World Health- the magazine of the World Health Organization*, (May 1979)
- "Female Circumcision, Excision and Infibulation: The Facts and Proposals for Change", *Minority Rights Group*, No. 47, (June 1980)
- UNICEF *Progress in Nation, 2000* (UNICEF, 2000)
- UNICEF "UNICEF Co-operation in eliminating Female Excision" (UNICEF, Pro-71, 1981)
- United Nations "Female Mutilation" (United Nations, resolution no.6, Report of the Regional Preparatory Meeting of the Economic Commission of Africa, The Second Regional Conference on the Integration of Women in Development, Lusaka, 3-7 December 1979. A/CONF/94/17.)